

# 情報公開を武器に、 原発の「安全神話」からの脱却を!

仙台市民オンブズマン 小野寺 信 一  
弁 護 士

私は、1975年4月に福島市で弁護士を始めた。その年の1月に福島第二原発の設置場所である福島県双葉郡富岡町、楡葉町並びにその周辺住民401名が、通商産業大臣を被告とする原発の設置許可処分取消請求訴訟を提起した。

弁護士になりたての私も弁護団の末席に加わり、1992年10月29日最高裁判決まで17年間、原発の危険性と格闘した。

福島第二原発訴訟の進行中に2つの大事故が発生した。

一審の審理中の1979年3月28日に発生したスリーマイル島事故（TMI事故）と、控訴審の審理中の1986年4月26日に発生したチェルノブイリの事故である。

原告は1983年12月7日の一審の最終弁論で、TMI事故の教訓（①事故は同時・多発する、②人為ミス、③マインドセット（思い込み）、④多重防護の欠陥）に基づき、以下の4点を強調した。

- (1) 事故は盲点で発生する。事故原因の多くは事故が起きて初めて認識される。
- (2) あってはならないはずの冷却材喪失事故は高い確率で発生しており、今後も発生する。
- (3) いったん事故が起きた場合、災害は極めて広範囲に及ぶ。
- (4) 原発の安全性は実証されていない。

それから28年後、原告の予言が的中し、福島第一原発の事故が発生した。

TMI事故を運転員の人為ミスに矮小化し、チェルノブイリ事故を炉型（減速材として黒鉛を使用）と特性（低出力で不安定）の違いに矮小化した国と電力業界の体質はその後も変わっていない。従って、事故原因を地震対策と津波対策に矮小化する過ちは、福島第一原発の事故でも繰り返



されるに違いない。

これから行われる耐震指針の見直しの内容と地元自治体の対応の2点が日本の将来を決定する。それをめぐる議論が広く行われるかどうかは、安全神話からの脱却の可否にかかっている。利権構造に防護された安全神話の壁は想像以上に高い。しかし、私達オンブズマンがこれまで「予算の使い残しを避けるためには不正経理も許されるというカラ出張等の神話」、「計画通り乗客が乗るであろうという前提で工事を進める地下鉄などの需要予測の神話」と闘ってきた。情報公開によって得た事実を踏まえて市民自らが行動を起こせば、神話からの脱却は不可能ではない。私達が出した貴重な教訓である。

3・11の時、各地の原発で何が起きたのか。それ以後自治体が電力会社に何を質問し何を指示したのか。自治体に対する情報公開請求でその情報を入手・分析・公表し、安全対策に対する自治体の生ぬるい姿勢を変更させること、その運動を全国に広げること、原発からの避難を余儀なくさせられている人達、汚染によって仕事を奪われた人達に対する法的救済の仕組みを考案し、現地に調査団を送り、それらの人達が「こんな思いは自分達だけで沢山だ」と決意しているのであれば、その闘いをサポートし、ともに闘うことなどである。

安全神話で曇ったメガネを拭いて行動する責任を私達は負わされている。